



島根県報

令和3年12月28日（火）

号外 第 153 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (道 路 建 設 課) 2

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教 育 庁 総 務 課) 2

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 3

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第175号）

1 規則の概要

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用する条項の整理（第11条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第175号

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成24年島根県規則第91号）の一部を次のように改正する。
第11条中「第47条」を「第48条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第30号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第29条の12の4中「及び第4項」を削る。

第29条の12の6から第29条の12の9までの規定中「第18条第4項」を「第18条第4項第1号」に改める。

第29条の12の10を第29条の12の12とし、第29条の12の9の次に次の2条を加える。

第29条の12の10 条例第18条第4項第2号の県教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 教職員が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員又は配偶者の父母（教職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に住所を有する者に限る。）を介護すること。
- (2) 配偶者が、勤務する事業場を異にする異動又は勤務する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に勤務すること（同居する教職員と配偶者が当該異動又は当該移転後も引き続き同居する場合に限る。）。
- (3) 教職員、配偶者又は教職員若しくは配偶者の扶養親族たる子（配偶者又は教職員若しくは配偶者の扶養親族たる子にあっては、教職員が住居を移転した後において同居する者に限る。）が特定の医療機関（教職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に所在する医療機関に限る。）において疾病又は負傷の治療を受ける必要があること。
- (4) 住居を移転したことがやむを得ないと県教育委員会が認める前3号に類する事情

第29条の12の11 条例第18条第4項第2号の県教育委員会規則で定める教職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合

には住居の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県教育委員会が認めるもの（いずれも前条各号に掲げる事情を有するものに限る。）とする。

第29条の13の2第1項第2号中「若しくは」を「又は」に、「を変更し、又は」を「の変更、」に、「に変更があったこと」を「の変更その他支給の要件に係る事実の変更」に改め、同条第2項第2号イ中「第29条の12の10第4項第1号」を「第29条の12の12第4項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（通勤手当に関する経過措置）

2 教職員がこの規則の施行の日の前日までにこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第29条の12の10に定めるやむを得ない事情により住居を移転したことにより通勤手当の支給額を改定する場合における改正後の規則第29条の3及び第29条の13の規定の適用については、改正後の規則第29条の3中「速やかに」とあるのは「市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和3年島根県教育委員会規則第30号。第29条の13において「改正規則」という。）の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第29条の13第1項ただし書中「これに係る事実の生じた日」とあり、及び同条第2項中「その事実の生じた日」とあるのは「改正規則の施行の日」とする。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第21号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の8、第6条の10第2項及び第6条の11中「13年」を「15年」に改める。

第12条の11の5中「及び第4項」を削る。

第12条の11の7から第12条の11の10までの規定中「第10条第4項」を「第10条第4項第1号」に改める。

第12条の11の11を第12条の11の13とし、第12条の11の10の次に次の2条を加える。

第12条の11の11 条例第10条第4項第2号の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 職員が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母（職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に住所を有する者に限る。）を介護すること。
- (2) 配偶者が、勤務する事業場を異にする異動又は勤務する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に勤務すること（同居する職員と配偶者が当該異動又は当該移転後も引き続き同居する場合に限る。）。
- (3) 職員、配偶者又は職員若しくは配偶者の扶養親族たる子（配偶者又は職員若しくは配偶者の扶養親族たる子にあっては、職員が住居を移転した後において同居する者に限る。）が特定の医療機関（職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に所在する医療機関に限る。）において疾病又は負傷の治療を受ける必要があること。
- (4) 住居を移転したことがやむを得ないと人事委員会が認める前3号に類する事情

第12条の11の12 条例第10条第4項第2号の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には

住居の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの（いずれも前条各号に掲げる事情を有するものに限る。）とする。

第12条の12の2第1項第2号中「若しくは」を「又は」に、「を変更し、又は」を「の変更、」に、「に変更があったこと」を「の変更その他支給の要件に係る事実の変更」に改め、同条第2項第2号イ中「第12条の11の11第4項第1号」を「第12条の11の13第4項第1号」に改める。

別表第4中	「	円	「	円	を に改める。
		50,000		60,000	
		46,000		60,000	
		42,000		60,000	
		38,000		56,000	
		34,000		52,000	
		30,000		48,000	
		26,000		43,000	
		22,000		38,000	
		18,000		33,000	
		14,000		28,000	
		10,000		23,000	
		6,000		18,000	
		2,000		13,000	
				8,000	
			3,000		
	」		」		

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(通勤手当に関する経過措置)
- 職員がこの規則の施行の日の前日までにこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第12条の11の11に定めるやむを得ない事情により住居を移転したことにより通勤手当の支給額を改定する場合における改正後の規則第12条の3及び第12条の12の規定の適用については、改正後の規則第12条の3中「速やかに」とあるのは「職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和3年島根県人事委員会規則第21号。第12条の12において「改正規則」という。）の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第12条の12第1項ただし書中「これに係る事実の生じた日」とあり、及び同条第2項中「その事実の生じた日」とあるのは「改正規則の施行の日」とする。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の11の5中「及び第4項」を削る。

第36条の11の7から第36条の11の10までの規定中「第20条第4項」を「第20条第4項第1号」に改める。

第36条の11の11を第36条の11の13とし、第36条の11の10の次に次の2条を加える。

第36条の11の11 条例第20条第4項第2号の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 教育職員が疾病等により介護を必要とする状態にある教育職員又は配偶者の父母（教育職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に住所を有する者に限る。）を介護すること。
- (2) 配偶者が、勤務する事業場を異にする異動又は勤務する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に勤務すること（同居する教育職員と配偶者が当該異動又は当該移転後も引き続き同居する場合に限る。）。
- (3) 教育職員、配偶者又は教育職員若しくは配偶者の扶養親族たる子（配偶者又は教育職員若しくは配偶者の扶養親族たる子にあっては、教育職員が住居を移転した後において同居する者に限る。）が特定の医療機関（教育職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に所在する医療機関に限る。）において疾病又は負傷の治療を受ける必要があること。
- (4) 住居を移転したことがやむを得ないと人事委員会が認める前3号に類する事情

第36条の11の12 条例第20条第4項第2号の人事委員会規則で定める教育職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には住居の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教育職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの（いずれも前条各号に掲げる事情を有するものに限る。）とする。

第36条の12の2第1項第2号中「若しくは」を「又は」に、「を変更し、又は」を「の変更、」に、「に変更があったこと」を「の変更その他支給の要件に係る事実の変更」に改め、同条第2項第2号イ中「第36条の11の11第4項第1号」を「第36条の11の13第4項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（通勤手当に関する経過措置）

- 2 教育職員がこの規則の施行の日の前日までにこの規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第36条の11の11に定めるやむを得ない事情により住居を移転したことにより通勤手当の支給額を改定する場合における改正後の規則第36条の3及び第36条の12の規定の適用については、改正後の規則第36条の3中「速やかに」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和3年島根県人事委員会規則第22号。第36条の12において「改正規則」という。）の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第36条の12第1項ただし書中「これに係る事実の生じた日」とあり、及び同条第2項中「その事実の生じた日」とあるのは「改正規則の施行の日」とする。